

法律が單一の所爲として綜合したる多數の各個の所爲の總計(上五章第  
五)は時效の開始に關しても一個のものとして之を觀察すべきものとす。故に繼續する犯罪に於ても又た持續犯(譯者云第五十<sup>一</sup>章<sup>ヘシ</sup>)に於ても時效は犯罪的動作の最終の完結時より進行を開始す[註]。營業的、常業的并に慣習的犯罪(譯者云第五十五<sup>一</sup>章<sup>ヘシ</sup>)に付ても右に同し。然れども狀態犯罪(法第百七十一條参照)に在ては惟一の犯罪的所爲其もののみを標準とし其所爲に依り到來したる狀態の繼續を以て標準と爲すこと無し。

(註四)同說帝國裁判所一八八四年三月三日判決ベルホル、センザンク一卷八三五頁、ヘルシュ  
ネル、マルケル、マイエル、オルスハウゼン、ショット、反對說ビンゲンク、一卷八三七頁並に同氏提  
要一卷二二五頁(之に依れば集合的犯罪に付き一個づゝ各別に進行するものと爲す)ガイエル、ハインツヨ  
ーレル、フォン、ウゼテル。

印刷物の内容に依り犯ざる、出版犯罪の時效は印刷物の頒布の開始と共に始まる[註]。

(註五)ファンリスト出版法論二〇六頁参照、反對說ビンヤンク、ラーテナウ(氏は最終の頒布と  
行爲を以て標準とする)スティングライ。

不作爲犯に於ては所爲の義務の止みたるときより時效の進行を開始す。

特別の諸規定——一千八百七十二年十二月二十七日の海員法第百條に依れば船舶が初めて海員官署所在の場所に到着したる日より時效を進行す。一千八百七十年六月十一日の偽作取締法は注意するの價値あり。同法第三十三條第三十七條に依れば偽作の時效并に出所の表示を欠くことの時效は最初の頒布の日を以て始まる。然れども其第二十二條に依れば犯罪は第一冊の出來と共に完成するの定めあり。手形印紙を潜脱する犯罪は一千八百六十九年六月十日の法律第七七條に依れば手形振出の日に始まる。

[註] 時效は判事か犯罪人に對し其犯罪に付きて爲す各處分に依り中斷せらる(刑法第六十八條第一項)。刑事訴訟法第四百五十三條并に第四百五十九條は警察上の刑罰處分并に行政官廳の刑罰裁決にも時效中斷の效果を付與し一千八百六十九年六月十日の手形印紙法第十七條は官廳の各般の處分に右の效果を付與す。一定の犯罪の犯人なりとして之に對する各處分は時效を中斷するも犯人の痕跡あるに因り初て開始すべき準備手續は時效を中斷せず。故に犯人を證人として呼出すこと

は其呼出しに係る者が其際犯罪を自白し且其故に宣誓を爲さるとさと雖も時效を中斷するに足らす。中斷は單に其の所爲の關する犯人に對してのみ生し(刑法第十八條)中斷と共に更に新に時效を進行す(刑法第六十條)。

〔四〕時效は法律の規定あるに因り刑事訴追を開始するを得ざるか又は之を繼續する能はざる時間停止す(一八九三年三月二六日の法律改定の刑法第六十九條第一項前段)殊に刑事裁判手續の開始又は續行か只た他の手續に於てのみ裁決し得べき先決問題に依て定まる場合に於ては時效は其手續の完結に至るまで停止す。刑事訴追を爲すに付き告訴又は授權を必要とするときは時效の進行は告訴又は授權の欠缺に依り妨げらるゝこと無し。

〔五〕時效の效果は刑罰請求を阻却するのみにして犯罪を除去するものに非す。故に數人の加擔者中の一人に對して時效の到來したるに拘はらず爾餘の加擔者は尙ほ罰し得べきものたることあり得へし。

## 第七十八章 執行の時效 Die Vollstreckungsverfahren

〔審〕判決の確定したる刑罰の執行は左の期間を経るに依り時效に罹る(刑法第七十條)。

(甲)死刑又は無期懲役又は無期城塞禁錮を言渡したるものは三十年、

(乙)十年を超ゆる懲役又は城塞禁錮を言渡したるものは二十年、

(丙)十年以下の懲役又は五年以上十年以下の城塞禁錮又は五年を超ゆる禁錮を言渡したるものは十五年、

(丁)二年以上五年未満の城塞禁錮又は禁錮又は禁錮又は六千マルクを超ゆる罰金を言渡したるものは十年、

(戊)二年以上五年未満の城塞禁錮又は禁錮又は六千マルク以下百五十マルクを超ゆる罰金を言渡したるものは五年、

(己)拘留又は百五十マルク以下の罰金を言渡したるものは二年〔註〕。

〔註〕立法者が時效期間を規定するとを遺忘したる讞責は之を茲に算入せざるを得ず反對院フランク第七十九章〔註〕は讞責は時效を経ること無しと主張す。

〔武〕時效は判決が確定したる日より始まる(刑法第七十條)。

〔審〕時效は刑の執行を司掌する官廳か刑の執行の爲めに爲す各所爲并に有罪の執行の時效

言渡を受けたる者に對し刑の執行の爲めに爲したる逮捕に依り断中せらる(刑法第十二条)。

第一項 刑の執行の中斷の後更に新に時效を開始す(刑法第二條第十七項)。

**[四]**併合刑の執行は一個のものとして時效を経(註)同一の所爲に基き自由刑と共に言渡したる罰金刑の執行は其自由刑の執行の時效を経る以前に時效を経ること無し(刑法第七条)。之と同様く爾餘の諸附加刑も該附加刑にして一般に執行し得べきものたる限は主刑と共に時效を経、然れども法律は名譽に對する有期の附加刑に付(刑法第十六条)并に警察監視てふ附加刑に付(刑法第十八条)例外を設け此兩者に付ては此附加刑を言渡す判決の效果は主刑の時效を経たる日より始まるものとす。一千八百七十九年五月十四日の食料品法第三條に依り生する有罪の言渡の附帶の結果に付ても亦右に同し。

(註)普通の見解は此の如し反對説フランク第七十四章(五)。

**[五]**刑法以外に於て刑罰制裁を規定する諸法律に於て刑事訴追の時效を明かに規定するも執行の時效の規定を缺くか如き場合に於ては(此事法は殊に關稅法中に存す)執行の訴追を認許せざるものと云はざるを得ず。聯合各邦の立法に委任せらるゝ範

國内に存する同一の場合亦右に同し(註)。

## 獨逸刑法論索引

索引は一に讀者の便宜の爲めに成りたるものにして事項索引と個條索引とを設けたり

### 事項索引

一 索引の順序は(アイウエオ)の順に依ると雖も發音相似るものは俗に從ひ一々之を區別せず例へば(イ)と(ヰ)(オ)と(ヲ)とを分たす(クワ)は(カ)に(カウ)(クワウ)は共に(ヨ)に従ふの類の如し

## ◎ア之部

悪意=三一三

### ◎イ之部

委任(告訴提起の)=三一六七

委任(訴追の)を必要とする犯罪=三五七

慰謝金=一六八

因果の連絡=四三一

因果的因果律=三三七

猪飼者=三〇四

違警罪=一一〇四

意思=二一九

意思活動=二一七

意向=二一九

意欲主義=三〇九

一所爲=四四四

自然の一所爲=四四五

一罪=四四九

法律上の一罪=四四八。四四九

一身上の犯罪不成立の原因=三五一

醫師の手術の過失=三四一

違法(犯罪構成の要件たる)=二四八

印刷物の概念=三四二〔註一〕

定期の印刷物=三四二〔註一〕

違法の知覚=三三七

營業權の剝奪=四八〇

理由=動機を見よ

## ◎オ之部

官職=五一〔註一〕

開始(實行の)=三七八

加重=五二九

加増=四〇二。四二三

必然の加増=四一一。四四一

## 二

### ◎オ之部

恩赦=五五六

所爲の概念=二二一

所爲の結果の概念=二二三

危險の概念=二二五

政治上の犯罪の概念=一九二

木作物の概念=二三二

責任の概念=二八二

原因の概念=二二一

重罪の概念=二〇四

輕罪の概念=二〇四

慣習法=一三一

慣習犯=四五五

監視(警察監視)=一三七。五〇七

監獄の改良=四八九

悔悟=五五四

刑の全免の原由としての有效的悔悟=五五四

未遂中の中止として有效的悔悟=三九六

同復(名譽權の)=五一九

階級制(自由刑の)=四九四

確定の犯意=二八七

海底電線=一八七

海岸の水(内國と觀るより)=一八〇

觀念説=三〇九〔註一〕

## 索引

- 加増者の一身上の關係が刑罰に及ぼす影響=四四〇
- 加増者の一身上の關係が處罰に及ぼす影響=四四〇
- 假出狀=四九五。四九六。五〇一
- 假定の正犯=四一四
- 過失=三三三。三三四
- 醫師の手術における過失=三四一
- 知覺せる過失=三四一〔註六〕
- 知覺せざる過失=三四一〔註六〕
- 出版犯罪における過失=三四六
- 革新文學時代=五二
- 解釋(法條の)=一五三
- 類推解釋=一五四
- 概念
- 概念の發展=一五三
- 犯罪未遂の概念=三七一
- 犯罪の概念=三〇〇
- 刑法の概念=一
- 刑罰の概念=四六九
- 被害者の概念=三六四
- 出版犯罪の概念=三四一
- 印刷物の概念=三四一〔註一〕
- 幼者の概念=三〇〇

感化制=四九六  
換刑=五三七

### ◎キ之部

供給犯=一三〇  
國の元首(刑法上の責任なきこと)=一九五

### ◎ク之部

教唆=四二三

缺效の教唆=四三四

教唆者=四三五

教育場=三〇三

教育権=二七五

児徒組合(マンド)=四一〇

偽證=一六七

危險の概念=二一五

共助(國際間の法事上の)=一七一〇。一八八

共同原因=二二二

奇僻=三〇六

緊急の救助=二六四

緊急狀態=二六五。二六八

強制(違法を阻却する原因たる)=二六六

議院の報告=二二八一

行政處分と刑罰との差=四七一

禁錮(帝國法律に於ける刑たる)=四九八

城塞禁錮=四九八

刑の目的=一二四

刑の算入=五四一

刑の全免の原由=三五二

刑の併合に關する「殘存の刑」=五四七

併合刑=五四七

自由刑の階級制度=四九四

罰金刑に關する立法上の問題=一三六

罰金刑を自由刑に換<sup>レ</sup>ること=五三七

名譽に對する附加刑=五一二

名譽に對する主刑(證實)=五〇五

刑罰=

刑罰の概念=四六九

刑罰の制度=四七八

刑罰の手段=四七八

刑罰の併科=五四六

刑罰の換算=五三七

時に關するもの=一五七  
人に關するもの=一九五

獨逸各邦の十九世紀の初以來の刑法=五九

刑法所定の事項=一六四

刑法典以外の刑法法律=一〇九

帝國刑法典=一

刑法理論=一四〇

刑法の效力の除外例=一九五

國の元首の刑法上の無責任=一九五

國民代表員の刑法上の無責任=一九五

警察刑法典=一六七〔註二〕

警察監視=一三七。五〇七

警察上の不正(刑事的不正との別)=二四九

警察上の罰=四七八

刑事判決の公示=四七一

刑事未成年者=三〇〇

刑事政策=一三三

刑事裁判所法=三〇

カル五世の=二一八

パンベルクの=三一

刑事訴訟の前提要件=三五七

缺效犯=三八一。三九七

聯合各邦に對するもの(即ち事物に關する效力)=一六三

刑法の效力範囲

刑法の法源たる命令=一五四

刑法の效力範囲

相對的に刑罰を定むる制度=五二六

絕對的に刑罰を規定すること=五二五

刑罰法上の國籍主義=一七五

刑法の概念=一

刑法の法源たる命令=一五四

刑法の效力範囲

刑法の淵源=一五一

刑罰法規の溯及力=一五九

刑法の概念=一

刑法の法源たる命令=一五四

刑法の效力範囲

聯合各邦に對するもの(即ち事物に關する效力)=一六三  
外國に對するもの(即ち土地に關する效力)=一七一

原因の概念=二二六

原因と條件との區別=二二六

減輕の原因=五三五

計畫(ウンテルチーメン)=三八〇〔註六〕

血的復讐=五

體責=五〇五

體責の執行=五〇六

決意=二二〇

輕罪の概念=二〇四

結果を惹起する事=二二六

繼續的犯罪(即ち持續犯)=四四八

體責=五〇五

體責の執行=五〇六

故意=三〇八

未必の故意=三一五

謀謀ある故意=二二〇

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

## ◎ 次之部

錯誤=三二〇

一般の錯誤=三二一〇

打擊の錯誤=三二五。三二六

人に関する錯誤=三二六

作爲=二二八

裁判

裁判例=一五三

條件附裁判例=一三五

使臣の所爵の裁判例=一九六

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六八

告訴提起の委任=三六七

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六八

告訴提起の委任=三六七

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六八

告訴提起の委任=三六七

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六八

告訴提起の委任=三六七

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六八

告訴提起の委任=三六七

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

告訴權利者=三六四

告訴期間(親告罪の)=三六九

告訴提起の委任=三六九

拘留(帝國刑法における)=四九八

單獨拘禁=五〇〇

未決拘留の刑期算入=五四一

懲治的再拘留=五一〇

公權の剝奪=五一二

公權の喪失=五二一

出版犯罪における責任に關する白耳義國の制度 = 三四六

出版犯罪に於ける過失 = 三四六

出版犯罪における編輯人の犯罪の推定 = 三四六

出版自由の停止 = 二一〇〇

施行法 = 一七〇

執行 =

執行罰 = 四七四

執行の時效 = 五七二

死刑の執行 = 四八六

自由刑の執行 = 四九九

讞質の執行 = 五〇六

罰金刑の執行 = 五〇三

樹木竊盜 = 一六八、〔註三〕

事項(刑法所定の) = 一六四

事物に關する刑法の效力範囲 = 一六三

シーウァルツ・エンベルク = 三三三

獸類(犯罪の主軸たる) = 二〇七

私罰 = 一六七

死亡(犯人の) = 五五三。五五四

死刑 =

死刑實行主義 = 四八九

死刑の沿革 = 四八一

## ◎ズ之部

推定 =

責任ありとの推定 = 二八九

出版犯罪における編輯人の犯罪の推定 = 三四六

編輯人を以て印刷物の内容に依り犯されたる犯罪の正犯たり

との推定 = 三四五

睡眠状態 = 三〇八

數罪 = 四四四。四六四

數罪俱發 = 四五八

想像上の數罪俱發 = 四六〇

同種類の想像上の數罪俱發 = 四五六

數罪俱發の場合に於ける刑の適用 = 五四五

責任を負ふ能力 = 二九二

出版犯罪における責任 = 三四一

絶交 = 二〇

竊盜(樹木竊盜) = 一八六、〔註三〕

世界主義 = 一七五

精神(既存の)を敗壞する狀態 = 三〇五

精神(既存の)を敗壞する精神 = 三〇四

精神病者 = 三〇五

生体解剖 = 二七七

戰時法 = 一九八

切開術 = 二七六

政治上の犯罪の概念 = 一九二

制度 =

世界的裁判の制度 = 一七五

贖罪制度 = 一一

相對的に刑罰を定むる制度 = 五二六

ベルチオン制度 = 一三七

感化制 = 四九六

沈默制 = 四九二

「ベンシルベニヤ」制(自山刑の) = 四九三

責任 =

責任の概念 = 二八二

責任ありとの推定 = 二八九

## 索引

訴追の廢棄 = 五五八  
訴訟條件 = 三六三

訴訟上の罰 = 四七七  
相殺(即ち返報) = 五四一

驅逐主義 = 一七三  
一般的豫防 = 一四一

損害賠償(刑罰との區別) = 四六九  
緩行犯 = 四五〇

緩刑 = 四七八  
送致の言渡(地方警察署に送致するの言渡) = 五〇九

懲戒罰 = 一四五〇  
懲戒權 = 二七五

滞在すべき場所の制限 = 五〇九  
林質犯 = 一三一

代理(親告罪に於ける) = 三六七  
第三者の補助的責任 = 四七二、〔註五〕

○ヲ之部

中斷(因果の連絡の) = 一一五  
中止(任意の) = 三九六

未遂中の中止 = 三九六  
刑罰加重の原因たる未遂中の中止 = 五三〇

沈黙制 = 四九二

○ヲ之部

中斷(因果の連絡の) = 一一五  
中止(任意の) = 三九六

未遂中の中止 = 三九六  
刑罰加重の原因たる未遂中の中止 = 五三〇

沈黙制 = 四九二

○ヲ之部

定役(自由刑に課する) = 四九九  
帝國刑法典 = 一

帝國刑法典成立史 = 九八  
帝王の弑逆(國際公法上に於ける) = 一九四

○ヲ之部

定役(自由刑に課する) = 四九九  
帝國刑法典 = 一

帝國刑法典成立史 = 九八  
帝王の弑逆(國際公法上に於ける) = 一九四

挑發 = 四二六、〔註四〕  
智覺の喪失 = 三〇七

違法の知覺 = 三二七  
智力(處罰を受くるを認識するの) = 三〇一

懲治的再拘留 = 五一〇  
懲戒權 = 二七五

懲戒權は違法を阻却す = 一七五  
懲戒罰 = 四七六

治外法權の人員 = 一九六  
定業と不定業 = 一四五

○ヲ之部

追放 = 五一一  
追加刑 = 五四八、〔註二〕

通過的犯罪 = 一四三  
罪(外國に於て犯したる) = 一八三

○ヲ之部

定役(自由刑に課する) = 四九九  
帝國刑法典 = 一

帝國刑法典成立史 = 九八  
帝王の弑逆(國際公法上に於ける) = 一九四

○ヲ之部

定役(自由刑に課する) = 四九九  
帝國刑法典 = 一

帝國刑法典成立史 = 九八  
帝王の弑逆(國際公法上に於ける) = 一九四

## ○ト之部

能力  
責任を負ふ能力 = 二九二  
輕少の引責能力 = 二九四

引責能力の概念 = 二九二  
引責能力の各場合 = 二九九

ノルム説(ビンテンク氏の) = 一一一、〔註二〕

○ヲ之部

犯罪  
犯罪學 = 一二九  
犯罪社會學 = 一二九

犯罪人類學 = 一二九  
犯罪生物學 = 一二九

犯罪の概念 = 一一〇  
犯罪の三別(又は犯罪の三分主義) = 一一〇

實質的犯罪 = 一一五、〔註五〕  
形式的犯罪 = 一一五。一九一、〔註五〕。四〇四

狀態犯罪 = 一四五九  
常業犯罪 = 一四五  
營業犯罪 = 一四五四  
集合犯罪 = 一四五四  
缺效犯罪 = 三八一。三八七

内國 = 一七八

○ノ之部

任意 = 二一八  
二箇の所爲

法律か二箇の所爲を以て犯罪とすること = 四五三

○ノ之部

索引

誤想的犯罪=三三〇

通過的犯罪=三四三

犯罪の時期=三四〇

犯罪の既遂=三七二

犯罪の事實(犯罪の構成要件)=二〇一

犯罪の場所=三四〇、二四一

犯罪人名録=一三七

犯罪不成立の原由=三五二

犯罪に關する物を使用すべからざるに至らしむること=四七

犯罪後の庇護=四一一

継続の犯罪現象=一三一

法律なれば犯罪なし=一五一

危険を與ふる犯罪=二二五

法人の犯罪=二〇八

委任(訴追の)を必要とする犯罪=三五七

單純なる法規不遵守に出づる犯罪=二四九

犯人の身体の測定=一三七〔註〕

犯行不能の状況に置くこと=一三七

罰條の競合=四六〇

罰條の補助的性質=四六〇

警察上の罰=四七八

私罰=一六七

罰金刑の執行=五〇三

訴訟上の罰=四七七

徵收すること能はある罰金=五三七

剝奪(公權の)=五一一

法律保護の剝奪=一八一

兎徒組合=四一〇

判決正本の交付=四七〇

白紙委任法=一五七

廢棄(刑事訴追の)=五五八

誑謗=四二六〔註四〕

犯意

一般的犯意=三一八

不確定の犯意=三一七

事前の犯意=三一八

事後の犯意=三一七

間接の犯意=二八七

○ヒヤダ部

庇護権に關する白耳(英國法律)=一九四、〔註六〕

犯罪後の庇護=四一四

○政治犯の部  
○政治上犯人の有する庇護権=一九一  
被害者の承諾=二七七  
被害者の概念=三六四  
人に関する效力範囲=一九四

○アザ部

不能犯=三八七

絶對的不能犯=三八八

相對的不能犯=三八八

不定刑期の宣言=一三八

不作為の概念=一三三

不作為犯=二三三

不正

刑事上の不正と民事上の不正との別=三四八

刑事上の不正と警察上の不正との別=三四九

復讐權=二五五

血的復讐=五

附加刑

自由に對するもの=五〇六

名譽に對するもの=五一二

一般のもの=四七八

○ホヤ部

法益=一一〇

自身法益を傷害すること=二七九

法源の解釋=一五三

法條の解釋=一五三

法規の保護=一一一

法律の意義=一五五

法律解釋の手段たる資料=一五六

法律なれば犯罪なし=一五一

法律保護の範囲=二八一

法律上の「罪」=四四八

国際間の法律上の共助=一八八

法人は犯罪を爲す能はず=二〇八

法人の犯罪=二〇八

保安法=二五

保護主義=一七四

獨逸保護領=一七九

將來の危險に対する保護手段=二六〇

保佐人=三六七

暴行(抗拒する=かぶたる)=一七一

没收=四七二

沒徳狂=三〇七

欲する者には不正を生せず=一七八

魔術退治=四九

満足を與ふること刑罰との區別=四七〇

◎ニ之部

未遂中の中止=三九五

既行未遂=三八〇

未行未遂=三八一

豫防=一二五

豫謀ある故意=一一〇

豫備の所為=三一七

幼者の概念=三〇〇

幼者(引責能力の阻却に關す)=三〇〇

◎リ之部

流刑=一三七

領事裁判區域(内國と見る=いと)=一八一

履行の強制=四七四

◎ルナ部  
類推解釋=一五四  
累犯=四六五  
累犯に関する立法問題=一三七〔註〕

累犯時效=四六五  
聯合各邦法=一六三  
○ハナ部

勞役場=五一〇  
森林の勞役及町村の勞役=一六九

## 箇條索引

**「一」刑法之部**

**(甲) 施行法の規定**

**(丙) 各箇の犯罪に關する規定**

**(乙) 總則の規定**

**(丁) 規定追録**

**(一) 憲法之部**

**(二) 裁判所構成法之部**

**(三) 軍律之部**

**(四) 民法之部**

**(五) 刑事訴訟法之部**

**(六) 民事訴訟法之部**

**(七) 刑法之部**

注意、一三九は四一八の一、並に一二三四の三及五とあるは第百三十九條か第四百十八頁の十一行並に第二百三十四頁の第三行と第五行とに包含せらるゝことを示す  
二の二項とあるは第二條第二項を示す

**〔壹〕刑法之部**

**(甲) 施行法の規定**

一は刑法索引の末を見よ

二の二項は一六〇の二及三、並一六四の八及九

三の二項は一六〇の八及九、並一六二〔註三〕、並一六八の八乃至一〇

三は一六九の五及六

四は一九八の一三乃至一九九の六

五は一六六の四、並一七〇の五乃至七

六は一六九の九乃至一二

七は五六八の七及八

八は一七〇の八乃至一〇

**(乙) 刑法總則**

一は二〇四の九乃至一四

二の二項は一五二の四及五

三は一七七の三及四

四は刑法索引の末を見よ、尙ほ一八三頁乃至一八五頁を參照す

五は一八二の二三乃至一八三の一

一一

一七

**索引**

一九=五三八の一〇乃至五三九の一、並五三九の四乃至六

四〇=五四四の八及九

三一=四七五の一六乃至四七八の二、並五〇〇の五、並五一一

[註一]

三二の一項=五一六の四乃至七

三三の二項=五一五の一、及一二

三四=五一九の九乃至一一

三四=五一三の一四乃至五、五の三

三五=五一七の一〇乃至一四

三六=五一五の一三乃至一五

三七=五一九の一乃至四

三八の二項=五〇九の三及四

三八の三項=五〇九の四及五

三九=五〇九の六乃至一〇

四〇=刑法索引の末を見よ、尙ほ四七二の二乃至五参照

四一] 刑法索引の末を見よ、尙ほ四七一の[註四]参照

四二) 刑法索引の末を見よ、尙ほ四七一の[註四]参照

四五の一項=三九三[註二]

四五の二項=刑法索引の末を見よ

四五=五三三の一、一乃至五三四の四

四五=五三四の七乃至九、尙ほ五〇八の九及一〇、並五二七の

一及二参照  
四六=刑法索引の末を見よ、尙ほ三九六の一〇、並三九八の四、及一、並〇一一の二を参照  
四七=四一八の二  
四八=刑法索引の末を見よ、尙ほ四二三の一、二以下参照  
四九=刑法索引の末を見よ、尙ほ四二七の三及四竜五三四の一  
五乃至五三五の二参照  
五〇=四四一の四乃至六  
五一=三〇五の五乃至七  
五二の一項=四一五の一四乃至四一六の一、尙ほ二一七の一四  
参考  
五一の二項=二七一[註四]  
五六=二〇一[註二]  
五六=二五七[註一]  
五六=二〇一[註二]  
五六の二項=二〇一〇  
五六の二項=三〇九の二  
五七=三〇三の一四、並五〇五の二、並五〇八の一、並五  
一七の五  
五六の二項=二〇一〇  
五六の二項=三〇四の八乃至一、一参照  
五八=刑法索引の末を見よ、尙ほ三〇四の八乃至一、一参照  
五九=刑法索引の末を見よ、尙ほ三一三の四乃至六、並三三五  
参考

の七及八参照

五九の二項=三三八の大乃至八

六〇=五四一の一、二及一二

六一=三六八の一〇乃至一三

六二=三六七の一、一乃至一三

六三=三六九の一、二乃至一四

六四の一項=三七〇の一、二乃至一四

六四の二項=三六九の一、五

六五=刑法索引の末を見よ

六五の一項=三六四の一、一及一二

六五的二項=三六五の一及二

六五の三項=三六五の一四及一五

六六=刑法索引の末を見よ、尙ほ五六三参照

六七=五六六の一、三乃至五六七の七、並五六八の九及一〇

六八の一項=五七一の九

六八の二項、並三項=五七二の二及三

六九=五七二の四及五

七〇=五七三の一乃至三

七一=五七四の三乃至五

七二=五七三の一四乃至五七四の二

七三=四六一の四乃至七

七四=五四七の三乃至一四

#### (内) 各箇の犯罪に關する規定

七五=五五〇の一〇乃至一四  
七六の二項=五一七の三乃至五  
七六の二項=五〇八の二〇及二一、並五四九の一四乃至一六  
七八=五五〇の七乃至九  
七八の二項=五四九の六及七  
七八の二項=五三九の一、二乃至三、尙ほ五三七の一四参照  
七八=刑法索引の末を見よ、尙ほ四六七の一、三乃至四六八の二  
参考

八〇=三八六の一、二及び三〇[註九]  
八一=三八〇[註六]  
八二=三八〇[註六]  
八三=五一八の一  
八四=五一八の一  
八七=一七七の八  
九一=五一八の一  
九四=五一八の一  
九五=五一八の一  
九七=四五九の七  
九九=三五九[註九]  
一〇一=三五九[註九]  
一〇二=一八八の二、並三五九[註九]、並四五三の一

100 = 五九九の九、 錦川九丸[錦丸]、 錦四四丸の三

100 = 五九九の八

100 = 五九九の七

100 = 五九九の六

100 = 五九九の五

100 = 五九九の四

100 = 五九九の三

100 = 五九九の二

100 = 五九九の一

100 = 五九九の九

100 = 五九九の八

100 = 五九九の七

100 = 五九九の六

100 = 五九九の五

100 = 五九九の四

100 = 五九九の三

100 = 五九九の二

100 = 五九九の一

100 = 五九九の九

100 = 五九九の八

100 = 五九九の七

100 = 五九九の六

100 = 五九九の五

100 = 五九九の四

100 = 五九九の三

100 = 五九九の二

100 = 五九九の一

100 = 五九九の九

100 = 五九九の八

100 = 五九九の七

100 = 五九九の六

100 = 五九九の五

100 = 五九九の四

100 = 五九九の三

100 = 五九九の二

100 = 五九九の一

三一四 [三三九(註四)]  
三一六

三一九〔四八〕〔註六〕

三二一乃至三二四 = [三三九(註四)]

三二五 = 五〇八の二

三二六 [三三九(註四)]

三二九

三四五 [三三九(註四)]

三五八 = 五一八の一一

三六〇 = 三三四の四

三六一 = 五〇〇の三、並五〇九の一、並五一〇の一、並五

一〔註九〕、並五一〇の四及六

三六七 = 二六〇〔註四〕

三七〇 = 三六一の六

を爲すことなし

第一 外國の裁判所か犯罪に付き宣渡したる判決確定したる

場合にして無罪を宣渡したるか又は宣渡したる刑を執行し

たるとき

第二 外國法律に照し刑事訴追又は刑の執行が时效を経たる

か又は免刑となりたるとき

第三 外國法律に照し犯罪の訴追を爲すために要する被害者

の告訴なきとき

刑法第十四條 獄役は無期又は有期とす

有期懲役の最上限は十五年其最下限は一年とす

此法律に於て懲役の明文なきときは有期とす

刑法第十五條 獄役に處せられたる者は懲役場内に於て一定の

刑役に服せしめらるべきものとす

囚徒は場外の役殊に公役又は官廳の監視する役にも亦之を服

せしむることを得但此役は他の僕役者と別異するときに限

り之を許す

刑法第十六條 禁錮の最上限は五年其最下限は一日とす

禁錮に處せられたる者は禁錮場内に於て其技能及び身分に相當する方法を以て役に服せしむることを得但其求めあるときは其方法を以て役に服せしむるべきものとす

場外の服役(第十五條)は囚徒の承諾あるときに限り之を許す

刑法第十七條 城寨禁錮は無期又は有期とす

## (丁) 刑法規定追録

刑法施行法第一條 獄逃帝國刑法典は一千八百七十二年一月一日より聯邦領域の全部に行はる

刑法第四條 外國に於て犯したる重罪輕罪は通例其訴追を爲すことを得ず

但左に掲くる犯人は獨逸帝國の刑法典に依て之を訴追することを得

第一 外國に於て獨逸帝國又は其内の一邦に對し大逆の罪を犯し又は貨幣に関する重罪を犯し又は獨逸帝國又は其一邦の官吏にして獨逸帝國の法律に於て職務上の重罪又は輕罪と看做すべき罪を犯したる獨逸人又は外國人

第二 外國に於て獨逸帝國又は其内の一邦に對し謀叛の罪を犯し又は一邦の君主に對し榮譽毀損の罪を犯したる獨逸人を爲すことを得但此場合に於ては其所爲の行はれたる地の管轄官廳の申立を要し且外國の刑法か内國の刑法よりも軽きときは之を適用すべきものとす

第三 獄逃帝國の法律に於て重罪又は輕罪と看做し且犯罪地の法律に依て罰せらるべき所爲を外國に於て爲したる獨逸人

犯人か所爲の當時未だ獨逸人にあらずりしどきと雖も亦訴追を爲すことを得但此場合に於ては其所爲の行はれたる地の管轄官廳の申立を要し且外國の刑法か内國の刑法よりも軽きときは之を適用すべきものとす

刑法第五條 第四條第三の場合に於て左の事由あるときは訴追

有期城寨禁錮の最上限は十五年其最下限は一日とす

此法律に於て城寨禁錮に付き無期の明文なきときは有期とす

城寨禁錮の刑は囚徒の業務及び動作を監視し其自由を剝奪するにあるものとす且此刑は城寨中又は其他特に定まりたる場所に於て執行するものとす

刑法第十八條 拘留の最上限は六週日其最下限は一日とす

拘留の刑は單に其自由を剝奪するに止まるものとす

刑法第四十条 故意の重罪又は輕罪に依て得たる物件又は其罪を犯す爲めに使用し又は之を爲めに準備したる物件は正犯又は被犯に屬するときに限り之を沒收することを得

刑法第四十一條 文書圖畫又は隠匿の旨意罰すべきものなるときは其部冊に其作製に供したる複版及び摸型を使用する能はざるに至らしむべきことを列決中に宣渡すべきものとす

但此規定は著作者印刷人編輯人出版人又は書肆の所持して公然陳列又は公然供給せらるる部冊に限り之を適用す

文書圖畫又は隠匿の一部のみ罰すべきものなるときは其分離を爲し得べきときに限り其罰すべき部分及び之に關する複版及び摸型の部分のみを使用する能はざるに至らしむべきことを宣渡すべきものとす

刑法第四十二條 第四十二條及第四十一條の場合に於て一定の人に対する訴追は有罪の宣渡を爲すこと能はざるときは同條所

定の處分のみの言渡を爲すことを得

刑法第四十三條 重罪又は輕罪の實行の開始と爲るべき所爲に依て其罪を犯さんとするの決意を現行したる者其目的とする罪を遂くるに至らさるときは未遂に基きて處罰すべきものとす

但輕罪の未遂は法律に明文あるときに限り之を罰す

刑法第四十六條 未遂は左の場合に於ては未遂として之を罰せず

第一 犯人其意に繫屬せざる事情の爲めに障碍せられたるに非すして其目的とする所爲の實行を拋棄したるとき

第二 犯人其所爲の未だ發覚せざる前自己の動作を以て重罪又は輕罪を遂成すべき結果の到來を妨止したるとき

刑法第四十八條 贈與、結約又は脅迫を爲し又は勢威若くは權力を濫用し又は錯誤を誘起若くは増進し又は其他の手段に依り故に他人をして罪を犯さしめたる者は教唆者として之を罰す

教唆者の刑は其知りて教唆したる犯罪に適用すると同一の法律に從て之を定む

刑法第四十九條 重罪又は輕罪を犯すことな助言又は行為をして知りつゝ帮助したる者は從犯として之を罰す

從犯の刑は其知りて帮助したる犯罪に適用すると同一の法律に從て之を定む但未遂犯罪の處罰に付て定まる原則に從て之

を減輕す

刑法第四十九條甲 他人を挑撥して重罪を犯さしめ又は重罪に加増せしむる者又は其挑撥を諾したる者は其重罪か死刑又は無期懲役を以て罰すべきものなるときは三月以上の禁錮に處し其重罪か之よりも重き刑を以て罰すべきものなるときは二年以下の禁錮又は同一期間の城築禁錮に處す但法律に於て他の刑を以て處罰すべき場合は此限に在らず

重罪を犯すこと又は重罪に加増せんことを自ら提供する者並に其提供を諾する者は前項と同一の刑に處す

但單に口頭を以てする挑撥又は提供並に其受諾は其挑撥又は受諾か之に依り何等かの利益を得ることと伴ふときに限り之を罰す

禁錮には公權の剝奪並に警察監視に付するの言渡を附することを得

刑法第五十九條 犯罪のとき法律上犯罪事實に屬する事實情況又は刑罰を加重すべき事實情況の存することを知らざりし者は其事實情況に付き責に任せしめらるることなし

過失の所爲を罰すべき場合に於ては事實情況を知らざることか過失に出でざるときに限り此規定を適用す

刑法第六十五條 満十八歳以上の被害者は獨立して處罰の告訴を爲すの権利あり被害者未成年者なるときは其法定代理人は被害者の有する權能に關係なくして告訴を爲すの権利を有す

被害者か行爲能力なきか又は満十八歳に達せざるときは其法定代理人は告訴を爲すの権利を有す

刑法第六十六條 刑事訴追既に刑の執行は時效に依て消滅す

刑法第七十九條 第七十四條乃至第七十八條の規定は既に言渡したる刑の滿期と爲り時效を経又は免刑と爲る以前に於て其言渡前に爲したる犯罪に付き有罪の言渡を爲すときは又た之を適用す

## 〔二〕憲法之部

二、五百、並一七〇、一五五の二  
二一一五八の二、並一六三の一二  
四一一六六の二

二二二一八〇の一七

三一、三五八〔註九〕

五〇、一九五の一

六八、一九九の一

一八九、一九七の一

施行法一、三五八〔註九〕

## 〔三〕裁判所構成法之部

一一一〇五の三  
一四、四八七の一  
二九、五〇二〔註一〕

四八、三三二〔註六〕

四九、三〇八〔註八〕

五一、三〇四の一  
五一、三六一の八

六一=五五五の一〇

## 〔五〕民法之部

一一九=三三一〔註一〕

一一七=一五八〔註一〕

一一八=一五九〔註一〕

一一九=三三三〔註一〕

一一五四=一一四の九

一一七八=三三四の八

一一七九=一一四の九

一一七九=三三九〔註一〕

一一八=三三〇〔註一〕

一一七=一九八〔註四〕

一一八=三三〇〔註一〕

一一九=三三五〔註一〕

一一一=一一九〔註一〕

一六八〇=四七八〔註八〕  
一七八一=五一五〔註四〕  
一八三八=三〇一〔註一〕  
一九〇七=三六七〔註七〕  
一一三七=五一五〔註四〕

施行法三四=三〇〇、三〇一〔註一〕、三〇二〔註一〕、三〇三〔註五〕、

五五、五五〔註四〕

施行法一三五=三〇一〔註一〕

## 〔六〕刑事訴訟法之部

五〇=四七四〔註六〕

六九、並九五=四七五〔註六〕

一一六一=三五一六、一

一一六六=二九五〔註三〕

一一七七=五三三六、一〇

一一八八=三〇一六、一

一一四=三六四、一一

一一五=三六七、一四

一一一=三一七一〔註一〕

四四三乃至四四六=五一一、及五及六

四五三、〔四四九=五七一、一〇

四八三=五〇六、五

四八四=五五九の三  
 四八五=四八八の一四  
 四八六=四八八の一六  
 四九一=五三七の一四  
 四九五=五二二のや  
 施行法六=三五九〔註九〕

## 〔七〕民事訴訟法之部

三四五、四七五〔註六〕

三四五、四七五〔註六〕

## 獨逸刑法論正誤

- 一四一 一 「疑ひをき」ヲ「疑ひなき」トス  
一三九 一 「死刑」ヲ「刑罰」トス  
一三七 三 「人名添り」ノ下ニ「又た」ノ二字ヲ加へ、次  
行「肝要なり」ノ下ニ「(マルチヨン制度)」ノ七  
字ヲ加フ  
一四五〔註〕ノ第三行「論事」ヲ「論争」トス  
一四七 一〇 「決して」ヲ「必ずや」トス  
一四八 六 「場合」ノ下「に」ノ一字ヲ加フ  
一五六 一一 「括弧ノ下ニ「委任する」とあり」ノ八字ヲ加  
「次て」ヲ「次に」トス  
一五八 三 「定まる」ヲ「定むる」トス  
一六四 四 「法律身體即明に默示」ヲ「法律身體即ち明に  
宣示」トス  
一六五 五 「他の之に關する規定を」ノ下ニ「除外するの  
規定を」ノ八字ヲ加フ  
一六九 一 「意思あるものにし」ノ下「て」ノ一字ヲ加フ  
一七三 七 「欲せる」ヲ「欲する」トス  
一七四 九 「驅逐る」ヲ「驅逐せられたるも」トス  
一七六 九 「シヨシシード」ヲ「シヨミゾト」トス  
一七六 一三 「此も」ヲ「氏も」トス  
一七七 未行 「宣言する」ノ下ニ「所だる」ノ三字ヲ加フ
- 一〇一 八 「サヨナル」ヲ「サヨヒナル」トス  
一三五 三 「赫」ヲ「赫」トス  
正誤

- 一八九 五 「得さりき」ヲ「受けざりき」トシ 次行「諸條約  
か」ヲ「諸條約を」トス
- 一九二 一〇 「病獲權」ヲ「底獲權」トス
- 一九四〔註六〕ノ「外國政長」ヲ「外國政府」トス
- 一九九 一二 「戰事」ヲ「戰爭」トス
- 二〇六 一三 「第二項の」ヲ「第二項は」トス
- 二〇九 一一 「ギル氏」ヲ「ギールク氏」トス
- 二一二 一二 「用語の事」ヲ「用語の爭」トス
- 二三四 四 「數人」ヲ「殺人」トシ同頁八行「二個以上の所  
爲の」ヲ「二個以上の所爲を」トシ同頁二一行
- 二一五 五 「必要を」ヲ「必要と」トス  
「到來せしめし」ヲ「到來せしめん」トス
- 二一九 六 「意向」ノ下ニ「の」ノ一字ヲ加フ
- 二二二 七 「誘因なる」と「誘因となること」トス
- 二二九 八 「其古格」ヲ「教室的」トス
- 二三一 九 「セラママイヨル」ヲ「ビルクマイヨル」トス
- 二三三 一〇 「看做が如き場合」ヲ「見ゆる場合」トス  
「作爲せるも」ヲ「作爲よりも」トス
- 二三五 一三 「本末」ヲ「本来」トス
- 二三八 一四 「定る」ヲ「定まる」トス
- 二四三 一五 「次て」ヲ「從て」トス
- 二四五 一六 「在りてば」ヲ「在りてふ」トス
- 二四七 一七 「在りてば」ヲ「在りてふ」トス
- 二五〇 一八 「至りたること」ヘ次ニ「は」ノ一字ヲ加へ、同  
頁十二行「責任無」ノ次ニ「き」ノ一字ヲ加フ
- 二五九 一九 「罪責」ヲ「責任」トス
- 二六〇 二〇 「ベウゼン」ヲ「ハウゼル」トス
- 二六一 二一 「加ふる」ヲ「加はる」トス
- 二六三 二二 「偽證罪」ヲ「偽證罪」トシ、同第一行「戰事」  
ヲ「戰時」トス
- 二六四 二三 「他數人」ヲ「多數人」トス
- 二六五 二四 「然れども」ノ下ニ「刑事上」ノ三字ヲ加フ
- 二六六 二五 「其内容」ヲ「其告發の内容」トス
- 二六七 二六 「其君主に對する」ノ下ニ「場合なる」ノ四字ヲ  
加フ
- 二六八 二七 「中止」ノ下ニ「中止は」ヘ三字ヲ加へ、  
次行「場合は」以下ヲ「場合に關するときに限り  
之を寫すことを得ずと云ふ」ト訂正ス
- 二六九 二八 「競合」ヲ「牽連」トス
- 二七〇 二九 「構成」ノ下ニ「制度」ノ二字ヲ加フ
- 二七一 三〇 「眞相に」ヲ「眞相を」トス  
「法律」ノ下ニ「を」ノ一字ヲ加フ
- 二七二 三一 「現今に」ノ「に」ヲ削ル
- 二七三 三二 「競合」ヲ「牽連」トス
- 二七四 三三 「構成」ノ下ニ「制度」ノ二字ヲ加フ
- 二七五 三四 「眞相に」ヲ「眞相を」トス  
「法律」ノ下ニ「を」ノ一字ヲ加フ
- 二七六 三五 「行反對作用」ヲ「反射作用」トス
- 二七七 三六 「欠缺の」ヲ「欠缺は」トス
- 二七八 三七 「サンヨーレイ」ノ「シ」ヲ「ミ」トシ 同頁第111  
行「反對作用」ヲ「反射作用」トス
- 二七九 三八 「サシヨーレイ」ノ「シ」ヲ「ミ」トシ 同頁第111  
行「反對作用」ヲ「反射作用」トス
- 二八〇 三九 「Maleiz」ヲ「メル」トシ、次行「Trevel」ヲ「トル」トス
- 二八一 四〇 「Begriffserkenntni」ヲ「ベルフ」  
「Iehlpfere」ヲ「ヘルプ」ト訂正ス
- 二八二 四一 「Thatbestinde」ヲ「タルトス
- 二八三 四二 「Wollen」ヲ「トル」トス
- 二八四 四三 「竝ル」ノ「眞第四行」ノ「」ヲ削ル
- 二八五 四四 「Verursachung」ヲ「トル」トス
- 二八六 四五 「註ノ地名」ヲ「ウルヴァン」ト訂正ス
- 二八七 四六 「特別的」ヲ「特件的」トス
- 二八八 四七 「括弧内」ヲ「ウルヴァン」ト訂正ス
- 二八九 四八 「括弧内」ヲ「ウルヴァン」ト訂正ス
- 二九〇 四九 「末行「同」」の方法」ヲ「其方法」トス
- 二九一 五一 「括弧内」ノ「第三六二條」ノ下「第三項」ヲアルヲ  
「第二項」トス
- 二九二 五二 「六」に「○けたる」ノ内ヘ「括弧」ノ一字ヲ加フ
- 二九三 五三 「括弧内」ヲ「ウルヴァン」ト訂正ス
- 二九四 五四 「一」に「一」字ヲ加フ
- 二九五 五五 「二」に「一」字ヲ加フ
- 二九六 五六 「三」に「一」字ヲ加フ
- 二九七 五七 「五」に「一」字ヲ加フ
- 二九八 五八 「六」に「一」字ヲ加フ
- 二九九 五九 「七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一〇 「八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一一 「九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一二 「十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一三 「十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一四 「十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一五 「十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一六 「十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一七 「十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一八 「十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 一九 「十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二〇 「十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二一 「十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二二 「二十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二三 「二十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二四 「二十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二五 「二十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二六 「二十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二七 「二十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二八 「二十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「二十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「二十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「二十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「三十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「四十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「五十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「六十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「七十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「八十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「九十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百七十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百八十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百九十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百二十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百三十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百四十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十七」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十八」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百五十九」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十一」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十二」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十三」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十四」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十五」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十六」に「一」字ヲ加フ
- 二一〇 二九 「一百六十七」に「一」字ヲ加フ

二二五	一一一	Gefährdung ツヨトス
二二七	一〇	Ohne & Chem ツヨトス
二二八	九	Erfolges ツヨトス
二二九	四	Notwendige ツヨトス
二二七八	一〇	Quia Nulla ツヨトス
二二九	一	Strafaufrechnung ツヨトス
二二〇	一一	delinquendi, Iteratio ツヨトス

四

明治三十六年四月十五日印刷  
明治三十六年四月十八日發行



釋者子孫

吾  
孫  
子  
勝

荒川信醫

森潤一

東京市葛西區南加賀一丁目二番地

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

早稻田大學出版部

電話番町三百七十四番

發行所

東京府豊多摩郡戸塚村六百四十七番地

會社季英舍第一工場  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發賣元  
同賣所

博文館  
東京書店  
東京市日本橋區本町三丁目

有斐閣書房  
東京堂書店  
東京市神田區一ツ橋通町  
表神保町

其他全國各地書林

早稻田大學出版部出版圖書目錄

早稻田大學出版部出版圖書目錄	
(版九) 政治九論	米國博士ウッドロウ・ワイルソン原著 法學博士高田早苗譯 背皮金文字入上製 正價金圓五拾錢 一千二百五十頁 小包料四百零錢
(版四) 國民銀行論	英國アルフレッド・マーシナル原著 法學博士井上辰九郎譯 背皮金文字入上製 正價金圓貳拾錢 五百餘頁 郵稅拾四錢
(版五) 紅經濟政策	原著者は近世經濟學界の木澤として歐米二大 陸に盛名あり英派の陳述を追はず獨派の新奇 を衒はず所就種建立論精確なり譯者本版に於 て更に大訂正を加ふ 最新の學理によりて改正條約を解釋し舊條約 と改正後約との得失利弊より新條約實施に關 する事項は吾國事項を英、獨、露、米、清等五大 國との新條約正文を附す 政府と產業との關係、公正なる富の分配法、經 濟と政治との關係、是れ皆本書の正解明瞭す る所、外國貿易論亦斬新の見を以て外國貿易 制度の實況を知らんとする者乞ふ本書を讀む 希臘、羅馬の古代より筆を起し近世歐米諸大 國の政治制度の沿革及び現行の憲法行政法地 方制度等を説明して細大湧々處なし世界政治 制度の實況を知らんとする者乞ふ本書を讀む
(版三) 新條約	國際公法 法學博士中村進午著 背皮金文字入上製 正價壹圓參拾錢 六百五十頁 郵稅拾六錢
(版二十) 紅經濟原論	原著者は近世經濟學界の木澤として歐米二大 陸に盛名あり英派の陳述を追はず獨派の新奇 を衒はず所就種建立論精確なり譯者本版に於 て更に大訂正を加ふ 最新の學理によりて改正條約を解釋し舊條約 と改正後約との得失利弊より新條約實施に關 する事項は吾國事項を英、獨、露、米、清等五大 國との新條約正文を附す 政府と產業との關係、公正なる富の分配法、經 濟と政治との關係、是れ皆本書の正解明瞭す る所、外國貿易論亦斬新の見を以て外國貿易 制度の實況を知らんとする者乞ふ本書を讀む 希臘、羅馬の古代より筆を起し近世歐米諸大 國の政治制度の沿革及び現行の憲法行政法地 方制度等を説明して細大湧々處なし世界政治 制度の實況を知らんとする者乞ふ本書を讀む

早稻田大學出版部圖書目錄

<p><b>(版五) 索縦學研究法</b></p> <p>英國シーエーニンス原著 法學博士 天野爲之 譯 四百五十頁 正價金賞圖 背皮金文字入上製 郵稅拾貳錢</p> <p>不偏不黨公正大の眼を以て經濟學研究の方針を指示し純正論派及歴史派の缺點、短所、僻見、誤謬を論議したるもの論評的確引證精審、經濟の學に志す者は先づ本書を依て其研究の方針を定むべきなり</p>	<p><b>(版六) 近時外交史</b></p> <p>國際法學會員 有賀長雄著 法學博士 中村進午 著 七百餘頁 正價壹圓五拾錢 背皮金文字入上製 郵稅拾大錢</p> <p>新學專攻の有賀博士が多年研鑽の餘に成りしもの、紙を維納公會に起し希土戰爭に結び列國の交渉最も頻繁なる時代を網羅する材料豊富叙事精確文章亦雄麗なり</p>	<p><b>(版三) 英國國會史</b></p> <p>英國エーヴィング著 法學博士 高田早苗 譯 八百餘頁 正價壹圓參拾錢 背皮金文字入上製 郵稅拾八錢</p> <p>英國議會開けて以來千有餘年間の變遷事例を説ける者也、歷世の英物が國會場裏に角逐したる状況然目に睹るが如し</p>
<p><b>英國今代史</b></p> <p>英國チャーチル著 日本吉田早苗著 一千八百頁 正價金四圓 背皮金文字入上製 郵稅四拾錢</p> <p>原著者は歐洲第一流の國際法學者なり本書は約二千頁の大卷先づ筆を概論に起し國際公法私法、刑法に論及して餘蘊なし、新學に關する無二の寶典とす</p> <p>全部三卷一千五百頁背皮金文字入上製 上製正價金四拾錢 小包料一百匁</p> <p>一名 女皇之御宇</p>	<p><b>宗教學概論</b></p> <p>文學博士 姉崎正治著 日本浮田和民著 五百頁 正價壹圓五拾錢 背皮金文字入上製 郵稅拾六錢</p> <p>本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史による一步を進めた廣く事實を蒐集し材料を豐富にして其の心性學、倫理學、社會學等の諸方面に關する士は須く一本を備へざるべからず</p> <p>英國ミクール著 日本アーヴィング著 五百頁 正價金四圓 背皮金文字入上製 郵稅四拾錢</p> <p>本書は研究至難なる英米の行政法を解説する所以の長短優劣を明にす斯學開けて以來の名著作なり</p>	<p><b>比較行政法</b></p> <p>文學博士 姉崎正治著 日本浮田和民著 五百頁 正價壹圓五拾錢 背皮金文字入上製 郵稅拾六錢</p> <p>本書は研究至難なる英米の行政法を解説する所以の長短優劣を明にす斯學開けて以來の名著作なり</p> <p><b>社會學概論</b></p> <p>文學博士 桑木誠翼著 五百頁 正價壹圓四拾錢 背皮金文字入上製 郵稅拾四錢</p> <p>我學界に在て哲學に關する眞書の乏しきは眞に遺憾の事なり本書の出づる處にこれかため明せるものなり、歐米の學者本書を以て社會學の組織を一新したるものとなす斯學研究者は必ず本書に須たさるべきなり</p>
<p><b>財政學</b></p> <p>英國アードビザート著 法學博士 井上辰九郎 譯 一千六百頁 小包料四百匁 背皮金文字入上製 正價金四拾錢</p> <p>本書は原著者の深遠なる學識と該博なる材料を以て成れる墨世の大著、パブリック、ファイナンスを詮釋したるものなり、一讀よく財政の學理と實際とに通曉するを得べし</p>	<p><b>世外歐洲外交史</b></p> <p>英國アードビザート著 法學博士 井上辰九郎 譯 一千六百頁 小包料四百匁 背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢</p> <p>本書は最近八十年間に於ける歐洲外交の沿革を叙述し、列國の親和、抗争、聚合、離散する所以の形勢事情を明にせる者也幾多歐洲外交界の英物が龍騰虎搏の壯技を演ずるの状歴々として觀るべし</p>	<p><b>政治學</b></p> <p>英國アードビザート著 法學博士 井上辰九郎 譯 一千六百頁 小包料四百匁 背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢</p> <p>本書は社會學に關する最近の著者にして社會學の始源成長、構造、目的及活動を各論の方面より説明せるものなり、歐米の學者本書を以て社會學の組織を一新したるものとなす斯學研究者は必ず本書に須たさるべきなり</p>

<b>世 稟 政 府 主 義</b>	政治學及比較憲法論	米國ジョン・ダブリュー・バランシエ著 法學博士 高田早苗 著 吉田己之 助共譯
法學博士 賀昌雄 文學士 駒山大郎 編著	正價金五百圓 背皮金字入上製 一百餘頁	正價金五百圓 背皮金字入上製 一百餘頁
本書は歐米に於ける今代第一流の政學者バルジエス博士の一大名著を闡述したもの、一讀人をして政學の要義、憲法の法理原則に通曉せしむ斯學研究者座右の珍賞たらん	合本正價金貳圓五拾錢 郵稅各拾六錢	本書は最近の人口統計を基礎とし之を社會の現象に當て立論せるもの、左れば統計學及び社會學を修むる者の参考に適す苟も政治經濟の學に志す者頗く一本を座右に供ふべきなり
其掃蕩を計り撲滅を策するは既に世界の大問題となり本書は即ち是等一切の病的秘密圓體の起源來歴を巨細に探討研究したるもの也	正價金貳圓五拾錢 郵稅各拾六錢	可なり。
<b>新 美 學</b>	政治道德學	米國フランシス・ソーバー著 文學士澤柳政太郎 郎譯
島村龍太郎著	正價金三十錢 背皮金字入上製 五百五十餘頁	正價金二圓五十錢 背皮金字入上製 一千二百餘頁
本書は全然著者の新見に成れる者文章論より美學に歸結し、以て大方の批判を得んとす、且初學者の爲には、文學の入門たるべき進歩あるべし	正價金三十錢 郵稅金拾四錢	本書は觀察銳利に過ぐるの故を以て露國に於ては禁書として發賣を抑止せられたるものと云ふ
虚無黨は露國に限ると雖とも彼等と主義を同うし消息を通せる社會黨無政府黨は歐米水到處出沒跳梁しときに驚天動地の悲劇を演じ其掃蕩を計り撲滅を策するは既に世界の大問題となり本書は即ち是等一切の病的秘密圓體の起源來歴を巨細に探討研究したるもの也	正價金十二錢 郵稅各拾六錢	以て本書の價値を知るべし。

<b>國 際 私 法</b>	社會統計學	國際法專攻 野澤武之助 再版
米國メーリー・スマス著 日本矢文聯譯	正價金圓四拾錢 背皮金字入上製 六百頁	正價金圓四拾錢 背皮金字入上製 六百頁
本著の著者は共に多年身を斯學の研究に委する人、共に説つて本書を成す、蓋し世間同類書中の自肩たるや論なるべし、學生の教科書に用ふるも可なり、學者の座右に供する亦可なり。	郵稅拾六錢	本著の著者は共に多年身を斯學の研究に委する人、共に説つて本書を成す、蓋し世間同類書中の自肩たるや論なるべし、學生の教科書に用ふるも可なり、學者の座右に供する亦可なり。
<b>社會問題解釋法</b>	露西亞帝國	安部機雄著 再版
法學博士 有賀良雄著 日本林誠 アントール・レルア、ボリリュイ著 日本林毅 正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 五百五十頁	正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 五百五十頁	正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 五百五十頁
本著は露國の政治、社會、宗教の各方面より其組織及眞相を縱横に解釋評論したるもの。原書は觀察銳利に過ぐるの故を以て露國に於ては禁書として發賣を抑止せられたるものと云ふ	郵稅拾貳圓 正價金貳圓 五百四十頁	本著は有賀博士が從來日本に行はるる國法學家の大抵は國法學の隠謀に過ぎずして日本國の編成と相容ざる學既を甚能取次々の弊を遺せば實なる材料を按排して規範其序を失はざるは實に本書の特色です。
男爵林董 錦山榮吉 増原亮一 法學博士 有賀良雄 錦山榮吉 アントール・レルア、ボリリュイ著 日本林毅 正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 五百五十頁	正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 五百五十頁	本著は有賀博士が從來日本に行はるる國法學家の大抵は國法學の隠謀に過ぎずして日本國の編成と相容ざる學既を甚能取次々の弊を遺せば實なる材料を按排して規範其序を失はざるは實に本書の特色です。
<b>國 法 學</b>	政治罪惡論	法學博士 有賀良雄著 再版
綱島栄一郎著 日本オブ・ロース 松平康國譯 正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 三百五十頁	正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 三百五十頁	本著は政治に涉れる罪惡を網羅せず所なく是々非々の趨勢に私置を挿まず實に痛切の砭針對症の良藥なり正人之を讀み欣然として強援を得たるを想ひ小人之を讀みば赧然として愧然として憚れん。
本著は政治に涉れる罪惡を網羅せず所なく是々非々の趨勢に私置を挿まず實に痛切の砭針對症の良藥なり正人之を讀み欣然として強援を得たるを想ひ小人之を讀みば赧然として愧然として憚れん。	郵稅拾貳圓 正價金圓貳拾錢 背皮金字入上製 一千三百餘頁	本著は政治に涉れる罪惡を網羅せず所なく是々非々の趨勢に私置を挿まず實に痛切の砭針對症の良藥なり正人之を讀み欣然として強援を得たるを想ひ小人之を讀みば赧然として愧然として憚れん。
<b>哲 學 史 要</b>	西洋倫理學史	綱島栄一郎著 正價金圓四拾錢 背皮金字入上製 五百五十餘頁
巽來治郎著 文學博士 桑木殿郎譯 正價金圓四拾錢 背皮金字入上製 五百五十餘頁	正價金圓二圓五十錢 背皮金字入上製 五百五十頁	本著は有ゆる重要な倫理思想を網羅せる者著者は斯學專攻の名家而かも再三稿を更へて成れる苦心の著なるが故に叙述簡潔其富しきを得文章亦簡明暢易讀の下泰西二千年の倫理史思想史の大體に通するを得べし。
本著は發行句日ならずして發賣を禁止せられし故註文に應じがたし	郵稅金拾四錢 正價金圓四拾錢 背皮金字入上製 五百五十餘頁	本著は有ゆる重要な倫理思想を網羅せる者著者は斯學專攻の名家而かも再三稿を更へて成れる苦心の著なるが故に叙述簡潔其富しきを得文章亦簡明暢易讀の下泰西二千年の倫理史思想史の大體に通するを得べし。

早稻田大學出版社部成圖書目錄

近刊

文  
史  
學  
研  
究  
法

國	獨逸	國	法
文學士	獨逸	文學士	公
副島義一譯	ラバント著	副島義一譯	際
獨逸	シユルチエト著	獨逸	法
文學士	副島義一譯	文學士	學
獨逸	ボルンハウツク著	獨逸	學
文學士	菊地駒治譯	文學士	國
獨逸	ニコルソン著	獨逸	家
文學士	竹井耕一郎著	文學士	國
獨逸	ニコルソン著	獨逸	家
文學士	藤惣三郎譯	文學士	憲
獨逸	ロッシャエル著	獨逸	法
文學士	松崎藏之助著	文學士	原
獨逸	法學士神戸	獨逸	理
文學士	日	獨逸	論
副島義一譯	本	獨逸	論
副島義一譯	帝	獨逸	論
副島義一譯	國	獨逸	論
副島義一譯	憲法	獨逸	論
副島義一譯	法	獨逸	論
副島義一譯	學	獨逸	論
副島義一譯	史	獨逸	論
副島義一譯	要	獨逸	論
副島義一譯	最	獨逸	論
文學博士桑木殿要	近	獨逸	論
文學博士桑木殿要	哲學	獨逸	論
文學博士桑木殿要	史	獨逸	論
文學博士桑木殿要	要	獨逸	論
文學博士桑木殿要	最	獨逸	論

故小山田與清遺稿  
倭學戴恩記  
文學士新見吉治譯  
ブルタルコス偉人傳  
理學博士横川又次郎著  
天文講話  
地理學博士橫山又次郎著  
地學概論

再版  
十九世紀歐洲政治史論  
正價金參拾錢 郵稅金四錢  
冊一全

佛國 ルイ・ルノール原著  
法學博士 有賀長雄序  
法學博士 宮本平九郎譯  
蛇川新譯

國際法論  
冊一全

正價金參拾五錢 郵稅金四錢

本書は國際法の概念を説き其淵源を詳にし、斯  
學研究の参考たるべき諸大家の好著を紹介す  
る等間到毫も除すなし

法學士 撒田一著

小山松齋著  
南清質易冊一全  
著者永く南清に在てよく事情に精通す記事として實地の觀察に基くが故に世間幾多の書と大に其趣を異にする

正價金五拾五錢 郵稅金六錢  
各國勢力範圍 支那交通 產業圖攝入

英國アーチバルド、アール、コフーン原著  
法學士立作太郎抄譯

最近之支那

# 快樂派倫理

正價金貳拾五錢 郵稅金四錢  
歐米大家の所說に著者の意見を加へて成れ  
るもの世の鐵道經濟を研究せんとする者の爲  
には好個の参考書なり

(版三) ドクトル、オウ、高木正義著譯  
ト ラ ス ト  
正價金參拾錢 郵稅金四錢  
經濟社會の大革命とも稱すべきトラスト制  
の利害得失及其眞相現狀等を明ならしめた  
もの獨り本書あるのみ

正價金三拾五錢 郵稅金四錢  
材料豐富にして觀察周到なる原著を平易明了に解説せる者也支那問題に關する著書中傑作の價值あるを信ず  
伯爵大隅重信講演  
管公談  
管公の人物言行今日に至りて大に論士の見する所となる大隈伯駭博の識を以て之を駭す本稿の價值推すべし  
正價金卷拾錢 郵稅金四錢  
鮮明肖像入

正價金四拾錢 郵稅金六錢  
帝國主義が支那問題を中心として世界に横  
活動するの状本番之を語りて遺憾なし時勢  
志有るの士は必一讀せざるべからず  
法學士 三木猪太郎抄譯  
**犯 罪 學**  
正價金四十錢 郵稅金六錢  
犯罪の原因結果及救治疗方法を論究して餘す  
なし我國の現狀に對して本書の出づる決し  
偶然に非ざるを信ア

錄音書圖版由部版由學大田稻早

近刊

近刊  
昆田忠一編著  
佛蘭西史

一全

本書は身自ら其境を履んで親しく其國の文物に接し其國の人物に交れる秋濱居士得意の編述に係り盛衰興亡長短得失之を辨して詳略宜しきを得用意最も周到を極む

略の  
本

文學士 河合弘民編  
近世殖民主史

中	央	亞	細	亞	史
文學士	高桑駒吉編				
印					
文學士	矢野仁一編				
清					
國					
近					
世					
殖					
民					
史					

西	班	牙	葡	萄	牙	史
文學士	坂本健一編					
荷	蘭	白	耳	義	史	
文學士	島桑駒吉編					
北			歐			
長	田	忠	一	編		
土	耳	古	波	留	汗	史
小	崎	弘	道	編		
米						
長						
瀨						
風						
輔						
編						
史						

本書上は英國上古史に起り英文學の起原より  
英詩の曉星たるヤエツフレー、チヨーサーに  
說き及ばしエリザベス朝の全盛内亂時代の一  
頃迄十八世紀の波瀾を経て終に最近の文學史  
に至り或は評論壇或は哲學神學科學等の諸學  
界或は詩人小説家の事蹟或は其の傑篇の評論  
等深切丁寧雅馴明晰初學者といふとも讀下一  
番英文學の精華を窺ふことを得べし實に本邦  
空前の歐洲文學史なり

(版  
英 文 雜誌  
冊一

100

早稻田大學出版社出部 論文叢書圖版

法學博士 中村進午解說

最近の名著二種を探て比較解の學說を窺はんと欲するの士得る處からざるべし

1

サイロービー及ボサンケイ原著  
浮田和民解説

正價金壹圓廿五錢 郵稅金拾貳錢  
魏クロース上製四百五十頁鮮明地圖插入

最近の名著二種を採て比較解説せるもの最新の學說を窺はんと欲するの士は本書に依りて得る處渺からざるべし

一語を要す。

一  
語を要す

然歐洲最近歴史を知悉せしむる

卷二

正價金壹圓廿五錢 郵稅金拾貳錢  
總クロース上製四百五十頁鮮明地圖挿入  
本書はラムボード氏の名著を基とし傍ら博く  
東西の史書を参考して編成したるもの露國建  
國以來今日に至る盛衰消長より其人情風俗宗  
教文藝に至るまで博訛詳叙漏す所なし從來露  
國史の缺乏に苦める學者は勿論東洋の風雲甚  
た急なるの今日志を天下國家に存するの士の

書契ありて以來十九世紀の歴史はと複雜且多  
趣味なるものはあらず然かも簡潔明快の筆を  
以て文を行ひ讀者をして一讀快哉を呼はしむ  
ものは證し稀なり本書の原著は此點に關し  
て實にマッケンジー氏の「十九世紀」をも凌駕  
すと稱せらる其能く要を撮み綱を捉げ一目瞭

高安月郊  
（版再）

總價クロース上製 四百餘頁  
並割正價金八十錢郵稅金拾八錢  
本書はヘンリック、イブセン氏の二大傑作「社會の敵」「人形の家」の種よりなる。顧して社會劇といふ。月郊氏の筆世既に定評あり、特に以上の二作物は、イブセン氏が自ら「我新劇は古代の所謂悲劇にあらず、我は人間を描かんと欲するなり」との掲言の實現せる所謂社會劇中の傑作たり、附錄イブセン氏の界傳はスカンダナビヤ文學の由來より、イブセン氏の平生を叙述せるものなり。

寶庭籬村著  
巣林子撰  
説文  
冊一全

總クロース上製 四百 餘頁  
正價金 壹圓 郵稅金十四錢  
並製金八十錢 郵稅金十二錢

寶庭籬村氏の近松に精通せる江湖已に定評あり茲に巢林子の傑作中出世景清、長町女腹切、傾城反魂香、曾根崎心中の五種を選みて精密なる頭註を加ふ近松研究の第一着は先づ本文を明晰に解讀するにあり讀者この篇によりて含味せば忽ち妙文の秘訣に通ずるを得ん

# 近刊

## 支宮小説三昧四史

(版再) 英詩文評釋 全冊

正價金一圓六十錢郵稅十八錢  
並上卷正價金七十錢郵稅金八錢  
製下卷正價金六十錢郵稅金六錢

本書は沙翁の傑作マクベス、ハムレット其他諸家の名篇十數種の評釋及英文教授の心得を盛す譯語適切批評簡明且つ原文に順ひて都雅なる訓讀文を添へたれば實に泰西文學の精華を味ふに足るのみならず美文翻譯の好參考書たるべし

宮崎三昧選  
刊近  
元禄名著集  
冊一全

スカーレット・レッド・タト  
ホーリン著 内田貢譯  
尾崎紅葉著  
俳諧七部集略解  
亦堀又一郎著  
有職故實  
英國小説进化論  
ストックダード著 千葉鏡造譯  
ドワテン著 中島茂二譯  
シエクル・クース・ピアノ  
早稻田文學會編述  
謠曲評釋

本書は仰國經濟學の大家ルイギー、コッサ  
斯か其深邃なる研究に基き該博なる學識を以て  
大綱を叙述したるもの理義公正所說簡  
切なるのみならず一般研究の基礎と爲すに恰  
當なること他に其類を觀ざる所なり

米國メーリースミス原著  
日本吳文聰譯

經濟統計學

總卷一上製八百頁  
正價各金壹圓 郵稅各金拾貳錢

本書は各種の經濟問題を捕へ統計的に批評研  
究せしものなり今や世間漸く空論の無益有害  
なるを覺り事實に據りて經論を行はんとする  
つ本書を讀破し統計的の理論及び實際に通じ  
以て經濟學の指導と爲さば其世を益する蓋し  
妙少にあらざるべし

日本信夫淳平譯  
歐洲貨幣史  
冊一全

總額一千五百圓  
正價金一百圓 郵稅金十錢

本書は筆を歐洲に於ける金貨鑄造の創始に相  
し、輓近印度政廳の銀貨自由鑄造停止に到る其  
間或は時の政策を學理に究め、或は民人の休成  
を實際に徵し、或は貨幣の消長に關する古來眾  
者の謬見を道破する等說を去り、說を來りて、餘  
蘊あるなし、蓋し近時有數の好書なり。

米國エドワード・カロル原著  
法學博士天野爲之翻  
伊藤正譯

刊近  
金融之原理及其實際  
冊一全

貨幣の原理、金融の狀況を論ずるの書、世間必  
しも其類に乏しからず、而かも其原理と實  
とを論究し、兩者の關係を指示する本書の如  
は稀なり、世の銀行家、會社員、實業家は、  
論苟も志を經濟に寄するの人一本を備へば、  
得る所蓋し渺少ならざるべし。

其勿き際す　　一　　餘學戚其起

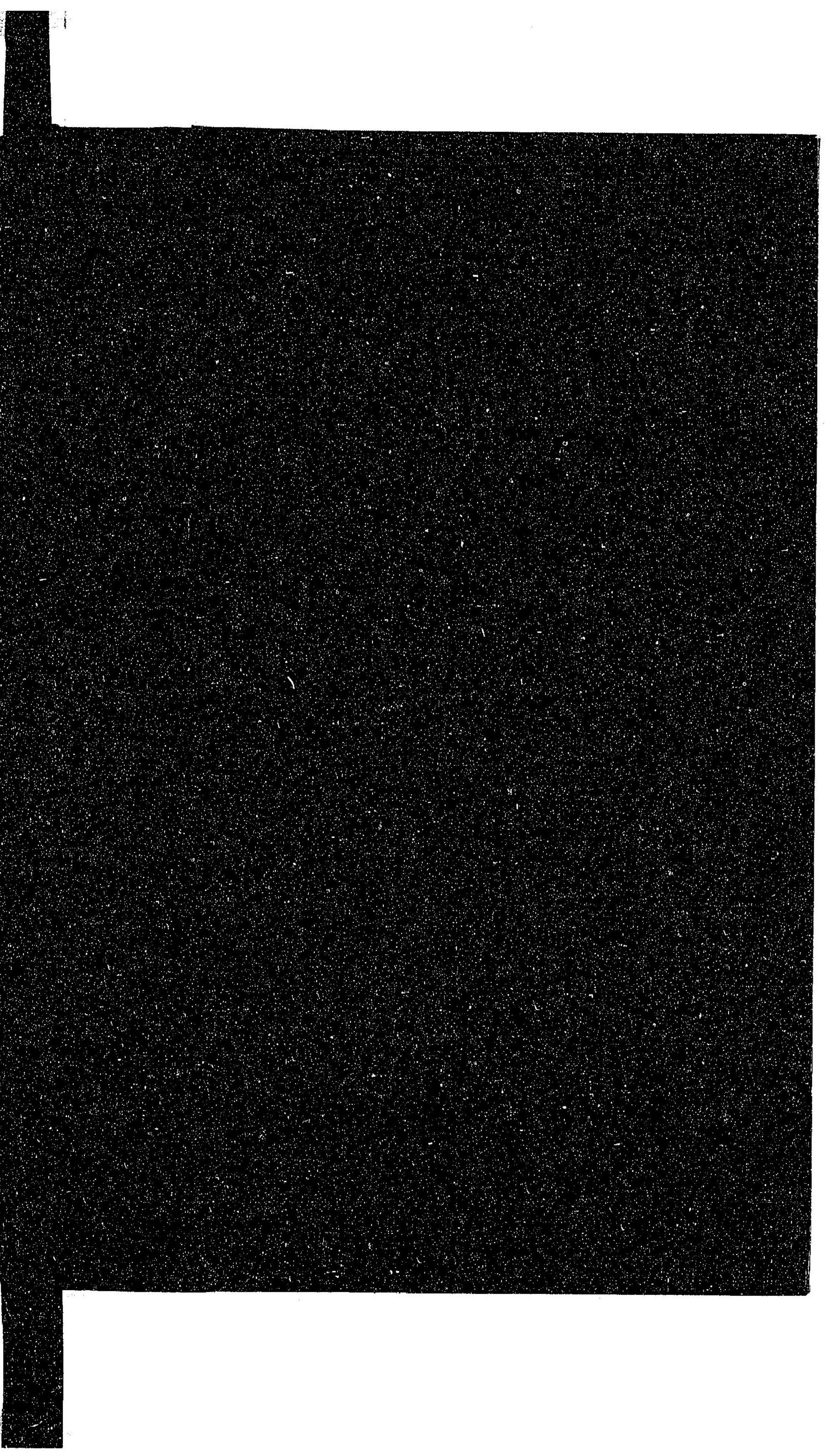
The image shows the front cover of a Japanese translation of Edward Thorndike's "European Money and Finance". The title is written vertically in large characters at the top right. Below the title, it says "全一冊". The author's name, "エドワード・スザン", is at the top left. The publisher's name, "岩波書店", is at the bottom left. The book is bound in a dark cover with gold-tooled edges.







78  
32



78  
32

036105-000-8

78-32

独逸刑法論

フォン・リスト／著

M36

BBP-0760



35.4. 4